

Ⅲ．不正薬物等に対する水際取締対策

1．政府における対策

(1) 犯罪対策閣僚会議

少年犯罪や凶悪犯罪が国民の身近なところで多発している現状を踏まえ、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的として、平成15年9月、内閣総理大臣が主宰し、全閣僚を構成員とする「犯罪対策閣僚会議」が開催された。以降、内閣において犯罪対策閣僚会議を随時開催し、「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」、「犯罪の生じにくい社会環境の整備」及び「水際対策を始めとした各種犯罪対策」の3つの視点を指針として犯罪情勢に即した各種の施策を講じ、社会全体を犯罪に対して強いものにするための総合的な犯罪対策を推進してきた結果、我が国の治安は、刑法犯認知件数が戦後最悪期の半数以下に減少し、一定の改善が見られるようになった。

一方、サイバー犯罪・サイバー攻撃、国際テロ、組織犯罪といった新たな脅威が出現していることや、社会構造が変化していることを踏まえ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控えた7年間を視野に、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する信頼感を醸成し、「世界一安全な国、日本」を実現することを目標として、平成25年12月に「世界一安全な日本」創造戦略」を策定（同日閣議決定）し、その施策の着実な実現を図るため、半年ごとにフォローアップを行っているところである。

（参考）主宰及び構成員

主 宰	内閣総理大臣
構 成 員	全閣僚

(2) 薬物乱用対策推進会議

平成9年1月の閣議決定に基づき、内閣に「薬物乱用対策推進本部」を設置し、薬物乱用対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保するとともに、薬物に対する強力な取締り、国民の理解と協力を求めるための広報啓発等、積極的に施策を推進していたところ、平成20年12月、同本部を犯罪対策閣僚会議の下に、「薬物乱用対策推進会議」として再編された。

薬物乱用対策推進本部においては、薬物乱用の根絶を図るため、平成10年5月に「薬物乱用防止五か年戦略」、平成15年7月に「薬物乱用防止新五か年戦略」、平成20年8月に「第三次薬物乱用防止五か年戦略」を策定、薬物乱用対策推進会議においては平成22年7月に「薬物乱用防止戦略加速化プラン」を決定し、総合的かつ

積極的な施策を推進してきた。これら戦略等の実施により、青少年の覚醒剤事犯や大麻事犯の検挙人員の減少等に一定の成果が見られたが、合法ハーブ等と称して販売される薬物が蔓延し、使用者が二次的な犯罪や健康被害を起こした事例や、指定薬物の類似物質の出現や、インターネット等を用いることにより容易に入手可能となっている情勢を踏まえ、平成25年8月に新たに「第四次薬物乱用防止五か年戦略」を決定した。本戦略は、①啓発強化等による薬物未然防止推進、②乱用者の治療・社会復帰支援等による再乱用防止、③密売組織の壊滅、乱用者の取締り徹底、監視指導等の強化、④水際対策の徹底による薬物の国内流入阻止、⑤薬物密輸阻止に向けた国際的な連携等を目標としている。

また、平成26年7月には、危険ドラッグの乱用者による犯罪、重大な交通死亡事故等が深刻な社会問題となったことを踏まえ、本推進会議において、総理の指示を踏まえ、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」がとりまとめられた。

(参考) 本部構成員

議 長	内閣府特命担当大臣（薬物乱用対策）
副 議 長	国家公安委員会委員長
	法務大臣
	財務大臣
	文部科学大臣
	厚生労働大臣
	国土交通大臣
構 成 員	総務大臣
	外務大臣
	経済産業大臣
	内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

(3) 銃器対策推進会議

平成7年9月19日の閣議決定に基づき、内閣に「銃器対策推進本部」を設置し、銃器対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保するとともに、積極的に施策を推進してきたところ、平成20年、同本部は「銃器対策推進会議」として犯罪対策閣僚会議の下に再編された。

平成7年12月、政府における銃器対策の基本方針を明らかにした「銃器対策推進要綱」を策定し、関係省庁が連携して諸施策に取り組むとともに、毎年度、推進計画を策定し、計画に基づく推進状況のフォローアップを行っている。

最近3か年の銃器対策推進計画は、①国内に潜在する銃器の摘発等、②銃器摘発

体制の強化と取締関係機関の連携の緊密化、③銃器犯罪に対する徹底した捜査・調査と厳格な処理、④水際対策の的確な推進、⑤国際協力の推進、⑥国民の理解と協力の確保、の6つの大項目で構成されている。

平成28年6月の銃器対策推進会議（第8回）においても、同要綱に沿った施策として「平成28年度銃器対策推進計画」が決定された。

（参考）本部構成員

議 長	国家公安委員会委員長
構 成 員	内閣官房副長官補
	内閣広報官
	警察庁生活安全局長
	警察庁刑事局長
	警察庁刑事局組織犯罪対策部長
	総務省大臣官房総括審議官
	法務省刑事局長
	法務省入国管理局長
	外務省総合外交政策局長
	外務省軍縮不拡散・科学部長
	財務省関税局長
	水産庁次長
	経済産業省貿易経済協力局長
	国土交通省総合政策局長
	海上保安庁次長
	環境省自然環境局長

2. 関税局・税関における対策

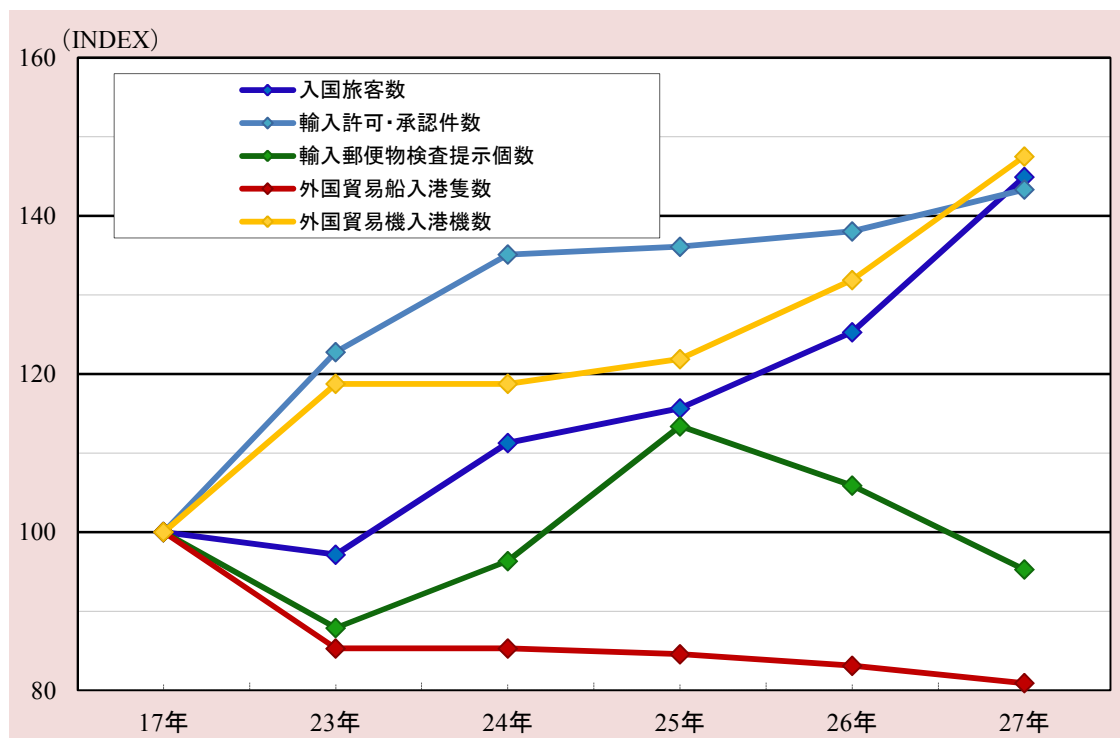
関税局・税関においては、入国旅客や輸入貨物などの取締対象の増加とともに、密輸手口も悪質化・巧妙化する中、限られた人員で効果的・効率的な水際取締りを行うため、近年、種々の施策を実施している。

〔入国旅客数等の推移〕

取締対象 (指 標)		平成17年 (10年前)	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
旅客 (入国旅客数)	万人	2,491 (100.0)	2,420 (97.1)	2,772 (111.3)	2,881 (115.7)	3,121 (125.3)	3,610 (144.9)
商業貨物 (輸入許可・承認件数)	万件	1,704 (100.0)	2,092 (122.8)	2,302 (135.1)	2,319 (136.1)	2,352 (138.0)	2,442 (143.3)
国際郵便物 (輸入郵便物検査提示個数)	万个	10,545 (100.0)	9,266 (87.9)	10,158 (96.3)	11,956 (113.4)	11,164 (105.9)	10,046 (95.3)
船舶 (外国貿易船入港隻数)	万隻	13.6 (100.0)	11.6 (85.3)	11.6 (85.3)	11.5 (84.6)	11.3 (83.1)	11.0 (80.9)
航空機 (外国貿易機入港機数)	万機	16.0 (100.0)	19.0 (118.8)	19.0 (118.8)	19.5 (121.9)	21.1 (131.9)	23.6 (147.5)

- (注) 1. 入国旅客数は、法務省出入国管理統計年報。(平成27年については速報値)
2. 輸入許可・承認件数、輸入郵便物検査提示個数は、関税局業務課調べ。(平成27年については速報値)
3. 外国貿易船入港隻数、外国貿易機入港機数は、船舶・航空機統計。
4. 下段の() 書きは、平成17年を100とした場合の指数。(グラフも同じ)

〔入国旅客数等の推移(平成17年を100とした場合の指数)〕



（１）取締体制の整備

イ 事前情報の活用

効果的・効率的な取締りを図る観点から、乗客予約記録※₁等の事前情報を積極的に活用した水際取締りを実施している。

※₁ 乗客予約記録：航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

ロ 広域的な取締体制の整備

密輸形態の組織化、広域化に対応するため、横浜税関に監視取締センター室を設置し、税関の管轄を跨ぐ船舶・乗組員に対する広域的な取締りについて、各税関の支援・調整を行うことにより、重点的な取締りを実施している。

（２）密輸関連情報の収集・分析の強化

イ 情報管理官及び総括情報管理官の設置

各税関に密輸情報を担当する情報管理官をそれぞれ設置するとともに、全国規模で情報の収集・分析を行う税関情報監理官及び総括情報管理官（情報センター）を平成20年に設置し、警察や海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等からの密輸関連情報を一元的・総合的に管理・分析するなど、情報収集・分析の強化に努めている。

ロ 関係業界団体からの情報収集の強化

船舶、航空機、商業貨物等に関する業界団体との間で、密輸防止のための協力強化を目的とした「密輸防止に関する覚書」（MOU）等を締結している。

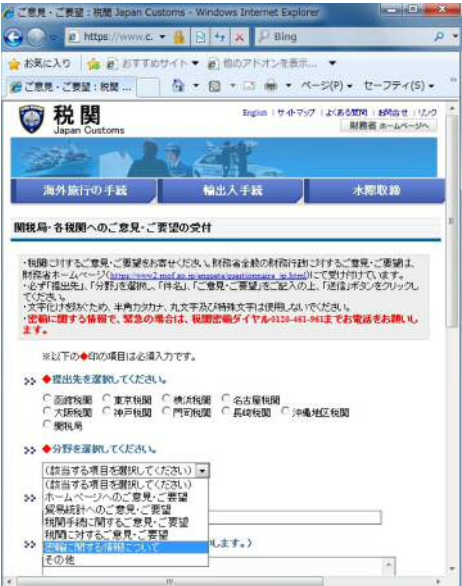
（イ）財務省関税局：（一社）日本船主協会、定期航空協会、
（一社）航空貨物運送協会、
（一社）日本通関業連合会、
外国船舶協会、（一社）大日本水産会

（計 6 団体）

（ロ）税関：各税関単位で設置されている輸送団体や旅行業団体及び漁協等
（計 28 団体）

ハ 一般からの情報収集の強化

全国共通の密輸ダイヤル（フリーダイヤル：24 時間受付）を設置し、情報提供を求めるリーフレット等を配布するとともに、税関ホームページ、ツイッターやYouTubeなどのソーシャルメディア等を活用し、税関における水際取締対策等の広報を行い、広く一般の方々からの情報収集の強化を図っている。また、平成 19 年 5 月からはインターネットからも情報を送ることができるようにしている。

リーフレット（海外旅行者向け）	税関ホームページ
 ※ このほか、一般向け、港湾・漁協向け、物流・倉庫業者向けのリーフレットをそれぞれ制作・配布。	
密輸ダイヤル（24 時間受付：フリーダイヤル） シロイ クロイ 0120-461-961 （密輸に関する情報は、財務省・税関まで）	税関ホームページ http://www.customs.go.jp/ 密輸情報提供ページ https://www.customs.go.jp/quest/index.htm

ニ 情報システムの活用

輸出入通関実績、船舶入出港実績等の情報を整理、蓄積することが可能な通関情報総合判定システム（CIS：Customs Intelligence database System）等を全国の税関官署に配備して、情報の分析・加工・管理体制を整備・強化し、水際における重点的かつ効果的な取締りを実施している。

(3) 取締機器の有効活用

イ X線検査装置の活用

全国の税関官署に固定式や移動式のX線検査装置を配備し、貨物の中に巧妙に隠匿された社会悪物品等の発見のために活用している。

また、通常の貨物用のX線検査装置に加え、平成13年2月以降、コンテナや自動車、小型ボート等の大型貨物の検査をすることができる大型X線検査装置を、全国の主要港等に配備して活用している。



ロ 監視艇の活用

海港等における密輸及び漁船等を利用し、拠点となる税関官署に監視艇を配備し、広範囲にわたる監視取締りを実施している。



ハ 麻薬探知犬の活用

増大する麻薬類の密輸入を防止する目的で、昭和54年以降、全国に麻薬探知犬を配備し、入国旅客の携帯品及び外国郵便物等の輸入検査等に活用している。



ニ 埠頭監視カメラシステムの活用

平成8年3月以降、夜間でも監視可能な高感度監視カメラシステムの設置を全国の主要港等に配備し、船舶等に対する取締りの強化に努めている。

(4) 関係機関との連携強化

イ 関係機関との連携による取締り

水際における効果的な取締りを実施する観点から、税関、警察、海上保安庁等において、それぞれが有する情報、組織、権限及び経験等を活かしつつ、緊密な連携の下、取締りに当たっている。具体的には、警察や海上保安庁などの関係機関との間

で、全国各地で合同訓練や合同取締りを積極的に実施している。



ロ 「密輸出入取締対策会議」等の開催

密輸取締関係省庁の協力体制の緊密化を図り、社会悪事犯の水際検挙に向けた情報交換を行うため、財務省関税局の主催による「密輸出入取締対策会議」を開催し、中央レベルでの情報交換を推進するとともに、地区レベルにおいても各税関の主催で「地区密輸出入取締対策協議会」等を開催し、関係機関との情報交換を行っている。

(5) 国際的な情報交換等の推進

イ 外国税関当局等との情報交換の推進

我が国税関における外国税関当局等との情報交換の一元的な窓口として、情報センター内に国際情報センター室を設置している。また、諸外国との間で薬物等の密輸入に関する情報交換の規定を含む税関相互支援協定等を締結するなどの取組みを進めている（「税関相互支援協定等の現状」参照）。

また、税関分野における国際機関である世界税関機構（WCO：World Customs Organization）及びアジア・大洋州RILOを中心とする国際的な情報交換ネットワーク等を活用して、外国税関当局等と密輸関連情報の交換を行っている。

（参考）RILO（WCOの地域情報連絡事務所：Regional Intelligence Liaison Office）とは、地域内の各国税関当局間における不正薬物等の密輸に関する情報交換や同地域内における密輸傾向の情報分析の強化等を目的としたWCOによる地域プロジェクトの拠点である。

我が国が参加しているアジア・大洋州RILOは、昭和62年12月から世界初のRILOとして香港に設置されていたが、平成11年1月から5年間、我が国（東京税関内）に設置され、財務省・税関としても本プロジェクトに積極的に参加・貢献してきた。平成24年1月からは、韓国に設置され、参加国・地域から報告される不正薬物等の摘発事例を基に地域内の密輸動向を分析し、その成果を参加国等に配布するととも

に、参加税関間の情報交換の仲介を行っている。

ロ 税関相互支援協定等による情報交換

不正薬物や銃砲等の仕出地又は中継地となっている国との情報交換を促進する規定を盛り込んだ税関相互支援協定等の新たな締結に向けた取組みを積極的に進めている。また、既に締結済みの税関相互支援協定等を活用し、情報交換の促進に努めている。

(参考) 税関相互支援協定は、我が国と外国税関当局が、それぞれの関税法令を適正に執行し、迅速な通関と効果的な不正薬物・銃砲等の社会悪物品や知的財産侵害物品の水際取締りを実現する観点から、情報交換を含む相互支援を行うための法的な枠組みを提供するもの。

<税関相互支援協定等の現状>

□税関相互支援協定

米国 (1997. 6)、韓国 (2004. 12)、中国 (2006. 4)、E U (2008. 2)
ロシア (2009. 5)、オランダ (2010. 3)、イタリア (2012. 4)
南アフリカ (2012. 7)、ドイツ (2014. 12)、スペイン (2015. 5)

□経済連携協定 (EPA) 関連 (注: EPAに税関の相互支援に係る規定がもりこまれているもの)

シンガポール (2002. 11)、マレーシア (2006. 7)、タイ (2007. 11)
インドネシア (2008. 7)、ブルネイ (2008. 7)、フィリピン (2008. 12)
スイス (2009. 9)、ベトナム (2009. 10)、インド (2011. 8)
ペルー (2012. 3)、豪州 (2015. 1)、TPP (※) (2016. 2署名)
モンゴル (2016. 6)

(※) TPP参加国: 豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ
ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム

□税関当局間取決め

豪州 (2003. 6)、ニュージーランド (2004. 4、2014. 6改訂)、
カナダ (2005. 6) 香港 (2008. 1)、マカオ (2008. 9)、
フランス (2012. 6)、イギリス (2013. 6)

※ () 内は発効又は署名年月 (2016年 6 月 7 日現在)

ハ 職員の海外派遣による密輸情報収集の充実

我が国に密輸入される不正薬物等の仕出地となる可能性の高い国・地域等に税関職員を派遣し、不正薬物等の密輸情報の収集に努めるとともに、外国税関当局等との相互協力関係の構築を図っている。また、我が国と同様に、不正薬物等の密輸対策に取り組む国・地域に情報分析担当の職員を派遣し、密輸仕出地等についての情報分析に関する意見交換を行っている。

ニ 国際会議への参加

WCOにおける監視委員会やアジア・大洋州RILOコンタクト・ポイント会合などの国際会議に積極的に参加し、不正薬物等の監視取締りに関する意見交換や情報交換等を活発に行っている。

(6) 監視分野における技術協力

開発途上国の税関当局における不正薬物等の情報収集・情報分析能力の強化など水際取締能力の向上を図るため、開発途上国税関職員の受入研修などの技術協力を積極的に実施している。